

「わがまち再発見！」

シリーズ
文化財の紹介

対馬市教育委員会 文化財課
0920(54)2341

県指定文化財「豆酸寺門榎ぼの遺跡」 蔵原町豆酸

豆酸の多久頭神社を正面にして右側の川筋を上っていくと、溪流に沿って大小の穴蔵が点々と並んでいるのを、土地の人は「かしぼの」と呼んでいきます。これは飢饉の年に、救荒食料として榎の実を採集して、水に浸けて貯蔵した穴蔵のことです。

日本の古語では、穴のことを「ほな」と発音しました。対馬でも中部の豊玉辺りでは、芋を貯蔵する穴蔵を「ほな」と称したことから、榎の実の貯蔵穴を「かしぼな」と呼んだもので、それが豆酸の方言で「かしぼの」と変化したのであろうといわれています。



対馬では各地に「かしぼ」という地名があり、「昔、榎の実を浸けた所」という伝承があります。どのようにして浸けたのか不明でしたが、豆酸の「かしぼの」遺構がそれを明らかにしてくれました。この「かしぼ」はどこも谷川の上流で、立地条件が共通しています。

飢饉の年にも対馬で餓死者が出なかったのは、この榎や椎の実が主要な救荒食料として貯蔵されたからで、その榎や椎を育成する照葉樹林は、神山としてそこに住む人々と神の合意のもとに、みだりに侵さない禁忌の山として守られて来たのです。

なおこの慣習は、人が農業を営む以前、すなわち採集経済の時代からあったもので、縄文遺跡からも出土の例があります。

現在指定されている「榎ぼの」は、島内でも数少ない遺構で、昔の人の食料事情を知る上で大変貴重で、郷土の学習資料としても欠かせないものとなっています。「蔵原町誌より」

救荒「飢饉の際に救助すること」

漁業研修生募集!



11月号で、募集しました漁業就業支援事業の受付期間を左記のとおり延長しましたので、お知らせします。

申込資格 平成20年4月1日現在50歳未満で、真に対馬市に定着して漁業を営もうという強い意志を有する健康な人。(U・イターン者、新卒者可)
募集人員 2名

研修地 美津島町高浜漁協
研修内容 主に一本釣り、延縄等の漁法の実践指導を、高浜漁協管内の漁業者が行います。

研修の特徴 一定の要件を満たす研修者には、生活費の補助制度があります。

研修期間 最長2年間で、1年間に90日程度の指導を受けることが出来ます。

受付期間 平成20年2月20日迄
提出先 対馬市役所水産振興課内
「対馬市新規漁業者就業推進協議会」
申込書請求先 対馬市役所水産振興課及び各支所地域振興課
その他 住居については、協議会で斡旋いたします。

【問い合わせ】

対馬市新規漁業者就業推進協議会事務局(波田)

対馬市蔵原町分1441番地

(対馬市役所水産振興課内)

0920(53)6111

対馬で遊漁を 楽しめる皆様へ



漁業調整委員会指示が再発動されました!

12月号に掲載していただきました「対馬海区漁業調整委員会指示」が再発動され、平成20年1月1日より施行されています。

周知徹底を図るため「対馬における遊漁ルール」と併せて再度掲載いたしました。

詳細は左記のとおりですので、ご協力をお願いいたします。

遊漁ルール

まき餌の総量制限(委員会指示)

1人1日、10kg以内

時期、時間の制限(委員会指示)

12月1日から3月31日迄の間は、午後9時から午前6時迄のまき餌釣りを禁止

釣獲量の制限(委員会指示)

1回の釣行における実釣日数にかかわらず1人1釣行、10kg以内

体長の制限

チ又20cm、ク口15cm以下は再放流

遊漁ルールに関する事は、対馬市役所水産振興課、委員会指示に関する事は、対馬地方局水産課へお問い合わせ下さい。

注意してください!

外国人の方は、「まき餌釣り」そのものが法律で禁止されています。

違反した場合は3年以下の懲役、若しくは400万円以下の罰金、又はこれらが併科されます。

